

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
当分の翌日
に代り、
休日は、
当日を
あつた日)

目次

- ◇告 示 字の区域の新設等
- 町等の区域の新設等(二件)
- 土地改良法による換地処分(三件)

告 示

鳥取県告示第五百六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による箕蚊屋地区第八工区の換地処分の公告があつた日の翌日

からその効力を生ずる。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

遠藤字西通

同上の区域(昭和五十二年一月十日現在の地番による。)

- 遠藤字八反田二一〇、二二一、二二二の一、二二三の一、二二三の二、二二四の三、二二五の二及び二二六の二並びに二一〇と一体をなす国有地、遠藤字堰給ノ二 二一九の一、二二〇、二二一、二二二の一、二二三の一の一部、二二三の二の一部、二二四の一の一部、二二五の一部、二二六及びこれらと一体をなす国有地、遠藤字堰給ノ一 二二七、二二八の一部、二二八の二、二二九、二三〇の一の一部、二三一の一の一部、二三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、遠藤字若宮二三三の一の一部、二三四、二三五の一の一部、二三五の二の一部、二三五の三、二三六から二三九まで及びこれらと一体をなす国有地、遠藤字神宮二四〇から二四二まで、二四三の一、二四四の一、二四五の一、二四七の一、二四八の一、二四九、二五〇の一、二五一、二五二の一、二五二の二、二五三から二五六まで、二五七の一部、二五九、二六〇の一、二六〇の二、二六一の一、二六一の二及びこれらと一体をなす国有地、遠藤字西畑二六九の一の一部及び二七二の一部、遠藤字長和田二七四の一の一部、二七五の一の一部、二七五の二、二七六の一の一部、二七六の二、二七六の三、二七六の四、二七

<p>遠藤字中通</p>	<p>七の一の一部、二七七の二、二七七の三、二七七の四、二七八の一の一部、二七八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、遠藤字小瀬ノ下二八二、二八二の二及び二八二の三と一体をなす国有地の一部並びに水浜字壹反半田三一の一、三二三の一、三三四の一、三三五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>遠藤字東通</p>	<p>遠藤字堰給ノ二 二二三の一の一部、二二三の二の一部、二三四の一の一部、二三四の二及び二三五の一部、遠藤字堰給ノ一 二二八の一の一部、二三〇の一の一部、二三〇の二、二三一の一の一部、二三一の二、二三一の三、二三一の四、二三二の一の一部、二三二の二、二三二の三及びこれらと一体をなす国有地、遠藤字若宮二二三の一の一部、二二三の二、二二三の三、二三五の一の一部及び二三五の二の一部、遠藤字長和田二七六の一の一部、二七七の一の一部、二七八の一の一部、二七八の二、二七八の三の一部、二七九、二八〇及びこれらと一体をなす国有地、遠藤字小瀬ノ下二八一、二八二の一の一部、二八二の二の一部、二八二の三の一部及び二八四の二の一部並びに二八一、二八二の一及び二八四の二と一体をなす国有地の一部、遠藤字五反田のうち二九三の五の一部並びに二九三の一及び二九三の五と一体をなす国有地の一部以外の区域、遠藤字九拾歩二九五の二の一部及び二九六の二の一部並びに二九五の二、二九六の二及び二九七の三と一体をなす国有地の一部、押口字才ケ分ノ上三八四の二の一部、三八六の二、三八七の一及び三八八の二の一部並びに三八四の一、三八四の二、</p>
<p>遠藤字東通</p>	<p>遠藤字九拾歩二九五の一の一部、二九五の二の一部、二九六の一、二九六の二の一部、二九七の一、二九七の二の一部及び二九七の三並びに二九六の二、二九七の一、二九七の二及び二九七の三と一体をなす国有地の一部、遠藤字塚田ノ一 二九八の一、二九八の四及び二九九と一体をなす国有地の一部、押口字中河原ノ上三五六の二の一部、三五七の五の一部、三五七の七の一部、三五七の八の一部及びこれらと一体をなす国有地、押口字中河原ノ二 三七二の四、三七三の一、三七六の一、三七八の一、三七八の二、三七九、三八〇及びこれらと一体をなす国有地、押口字才ケ分ノ上のうち三八四の一の一部、三八四の二、三八六の二、三八七の一及び三八八の二の一部並びに三八四の一、三八四の二、三八六の二、三八七の一、三八八の二及び三九一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、押口字中河原ノ下三九二から三九七まで、三九八の一、三九八の三、三九九の一、四〇〇の三、四〇一の三、四〇二の一、四一六の一、四一七の一、四一八及びこれらと一体をなす国有地、押口字才ケ分ノ下四一九の一、四一九の二の一部、四二〇、四二二、四二二の二の一部及び四二二の二から四二二の五まで並びに四一九の一、四一九の二、四二〇、四二</p>

<p>一、四二二の一、四二二の四及び四二二の五と一体をなす 国有地の一部、吉長字オケ分ノ一 五四三の二の一部、五四 三の四の一部、五四八の一部及びこれらと一体をなす国有 地並びに吉長字オケ分ノ二 五四九から五五二まで、五五 三の一の一部、五五三の二、五五四の一の一部及びこれら と一体をなす国有地</p>	<p>遠藤字万代通</p> <p>遠藤字五反田二九三の五の一部並びに二九三の一、及び二 九三の五と一体をなす国有地の一部、遠藤字九拾歩二九五 の一の一部、二九五の二の一部及び二九七の二の一部並び に二九五の一、二九五の二及び二九七の二と一体をなす国 有地の一部、遠藤字塚田ノ一 二九八の一、二九八の四、 二九九から三〇二まで、三〇三の三、三〇四の三、三〇四 の六、三〇六の一、三〇七の一、三〇七の二、三〇八、三 〇九の一、三一〇、三一一の三、三一二の一及びこれらと 一体をなす国有地の一部、遠藤字塚田ノ二 三一一の一、 三二〇の一、三二一の一、三二二の一、三二三の一、三二 四の一、三二五の三及びこれらと一体をなす国有地、押口 字オケ分ノ下四二二の二の一部、水浜字花殿九七の二、一 〇一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに水浜字踊橋 一〇二の一、一〇二の二、一〇二の三、一〇二の四、一〇 二の七、一〇二の八、一〇二の九、一〇二の一〇、一〇三、 一〇四の一、一〇四の二、一〇四の三、一〇八の二、一〇 九の三、一〇九の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
---	---

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十二年一月十日現在の地番による。)
吉長字オケ分ノ一	吉長字オケ分ノ一のうち五四三の二の一部、五四三の四 の一部及び五四八の一部並びに五四八と一体をなす国有地 の一部以外の区域、吉長字オケ分ノ二 五五三の一の一部、 五五四の一の一部、五五四の二、五五五、五五六の一、五 五六の二、五五六の三、五五六の四、五五六の五及びこれ らと一体をなす国有地、押口字中河原三五五の二の一部、 三五六の一の一部及び三五六の二の一部、遠藤字東屋敷二 九の二の一部及びこれと一体をなす国有地、遠藤字小瀬ノ 下二八四の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに遠 藤字オケ分ノ上三八四の一の一部及び三八四の二の一部及 びこれらと一体をなす国有地
押口字中河原ノ上	押口字中河原ノ上のうち三五五の二の一部、三五六の一 の一部、三五六の二の一部、三五七の五の一部、三五七の 七の一部、三五七の八の一部及びこれらと一体をなす国有 地以外の区域
押口字中河原ノ二	押口字中河原ノ二のうち三七二の四、三七三の一、三七 六の一、三七八の一、三七八の二、三七九、三八〇及びこ れらと一体をなす国有地以外の区域
押口字中河原ノ下	押口字中河原ノ下のうち三九二から三九七まで、三九八 の一、三九八の三、三九九の一、四〇〇の三、四〇一の三、 四〇二の一、四一六の一、四一七の一、四一八及びこれら

遠藤字東屋敷	と一体をなす国有地以外の区域 遠藤字東屋敷のうち二九の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
遠藤字西屋敷	遠藤字西屋敷のうち五二の一、五八の四、五九から七二まで、七三の一、七四の一、七四の二、七五、七六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二の一及び七六と一体をなす国有地の一部以外の区域
遠藤字西畑	遠藤字西屋敷五二の一、五八の四、五九から七二まで、七三の一、七四の一、七四の二、七五、七六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二の一及び七六と一体をなす国有地の一部、遠藤字神宮二五七の一部、二五八及びこれらと一体をなす国有地、遠藤字西畑のうち二六九の一の一部及び二七二の一部以外の区域、遠藤字長和田二七四の一の一部、二七四の二、二七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに遠藤字小瀬ノ下二八二の三、二八三の三、二八三の四及び二八三の五と一体をなす国有地の一部
遠藤字小瀬ノ下	遠藤字小瀬ノ下のうち二八一、二八二の一の一部、二八二の二の一部、二八二の三の一部及び二八四の二の一部並びに二八一、二八二の一、二八二の二、二八二の三、二八三の三、二八三の四、二八三の五及び二八四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

遠藤字神宮	遠藤字神宮のうち二四〇、二四一、二四二、二四三の二、二四四の一、二四五の一、二四七の一、二四八の一、二四九、二五〇の一、二五一、二五二の一、二五二の二、二五三から二五九まで、二六〇の一、二六〇の二、二六一の一、二六一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
遠藤字塚田ノ一	遠藤字塚田ノ一 二九八の二、二九八の三、三〇三の一、三〇三の二、三〇四の一、三〇四の二、三〇四の四、三〇四の五、三〇五の一、三〇五の二、三〇六の二、三一一の一、三一一の二、三一二の二、三一二の三及びこれらと一体をなす国有地
遠藤字塚田ノ二	遠藤字塚田ノ二のうち三二五の一、三二〇の一、三二一の一、三二二の一、三二三の一、三二四の一、三二五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	吉長字オケ分ノ二、遠藤字八反田、遠藤字堰給ノ二、遠藤字堰給ノ一、遠藤字若宮、遠藤字長和田、遠藤字九拾歩、押口字オケ分ノ上、水浜字オケ反半田、水浜字花蔭、水浜字踊橋、遠藤字五反田及び吉長字オケ分ノ下

鳥取県告示第五百七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示す

る。
この町及び字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四
年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十
四条第四項の規定による箕蚊屋地区第九工区の換地処分の公告があつた日
の翌日からその効力を生ずる。

昭時五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画す
る字の名称
同上の区域（昭和五十一年四月二十七日現在の地番による。）

高島字坂井手

高島字才免田二七七、二七八の二の一部、二七九の一部、
二八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並
びに二八〇の二及び二八一の二と一体をなす国有地の一部、
高島字原田二七五及び二七六の二と一体をなす国有地の一
部、高島字井手添一五七、一五七第一、一五七第二、一五
八の一、一五八の二の一部、一五八の三の一部、一五九の
一部及びこれらと一体をなす国有地、高島字坂井手一のう
ち一三六、一三七、一三八の一、一三八の二の一部、一三
九、一四〇の一、一四〇の二、一四一の三の一部、一四一
の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、高
島字坂井手二のうち一五〇の一部及び一五二の一部以外の
区域、上新印字石鏡田九一、九二、九三から九五までの一
部、九六、九七の二の一部、九八の二の一部及びこれらと
一体をなす国有地、高島字河端三〇の二の一部、三一の一
部及びこれらと一体をなす国有地、上新印字芝田七三の一

部、七四から七七まで、七八の一部、七九、八〇の一、八
〇の二、八一から八三まで、八四から八九までの一部、九
〇及びこれらと一体をなす国有地の一部、高島字伊勢田八
の二、九の一から九の七まで、一〇の一、一〇の二及びこ
れらと一体をなす国有地、高島字伊勢田の二 一一の二、
一一の三、一五の三、一六、一七の三、一九の一の一部、
一九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一部字伊勢
田一五六の二の一部、一五六の三の一部及び一五七の一部
並びに一五六の二、一五六の三、一五六の五及び一五七と
一体をなす国有地の一部

区域を変更する
町及び字の名称

高島字下原田

同上の区域（昭和五十一年四月二十七日現在の地番による。）
高島字下原田のうち三〇四の四、三〇四の五、三〇四の
九、三〇四の一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに三
一四と一体をなす国有地以外の区域

高島字村ノ前

高島字下原田三〇四の四、三〇四の五、三〇四の九、三
〇四の一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに三一四と
一体をなす国有地、高島字神子田ノ一 二四四の二と一体
をなす国有地の一部、高島字神子田ノ二 二四五の一の一
部並びに高島字村ノ前のうち二三七の三の一部、二三八の
二の一部、二三八の六の一部、二二九の一の一部、二二九の
二、二四一の一の一部、二四一の二、二四一の三、二四二の
一、二四二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二三
七の一、二三七の二、二四〇及び二四一の一と一体をなす

高島字神子田ノ一	<p>国有地の一部以外の区域</p> <p>高島字神子田ノ一のうち二四三の一部、二四四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四四の二及び二四四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、高島字神子田ノ二、二四五の二の一部、二四五の三、二四五の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二四五の五と一体をなす国有地の一部、高島字村ノ前三三七の三の一部、二四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三七の二、二四〇及び二四一の二と一体をなす国有地の一部並びに高島字河原端二、二六六の七の一部及び二六七の四の一部</p>
高島字神子田ノ二	<p>高島字神子田ノ二のうち二四五の一、二四五の三、二四五の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二四五の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
高島字河原端二	<p>高島字河原端二のうち二六六の七の一部、二六七の二から二六七の四までの一部、二六七の五、二六七の六、二六八及びこれらと一体をなす国有地並びに二六七の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、高島字神子田ノ一、二四四の三と一体をなす国有地の一部並びに高島字河原ベノ一、一六九の二の一部、一六九の三の一部及び一七〇の二の一部</p>
高島字河原ベノ一	<p>高島字河原ベノ一のうち一六七の二の一部、一六七の二</p>
高島字田中	<p>高島字田中のうち一三〇の三、一三一の二の一部及び一三一の五以外の区域</p>
高島字原田	<p>上新印字鍋カハラケ四八九の一、四九〇の一、四九一の一、四九二の一、四九三の一、四九四の一及び四九五の一、高島字村ノ前三三八の二の一部、二三八の六の一部、二三九の二の一部、二三九の三、二四一の二の一部、二四一の三、二四二の二及びこれらと一体をなす国有地、高島字神子田ノ一、二四三の一部、二四四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、高島字河原端二、二六六の七の一部、二六七の五の一部及び二六七の六の一部、高島字井手添一六〇の一部、一六四から一六六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、高島字井手添のうち二八七の二の一部、二八七の三の一部、二八八の二の一部、二九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、高島字原田のうち二七五の二の一部、二七六の二の一部、二七六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二七〇及び二七五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
高島字浜田	<p>高島字井手添一五八の二の一部、一五八の三の一部、一</p>

高島字伊勢田	高島字河端	高島字出口									
○の一、一〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区	高島字河端のうち三〇の一、三一、三二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	高島字出口のうち三三の三、三四の一の一部、三四の二、三四の三、三五の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	五八の四、一五九の一部、一六〇の一部、一六一、一六三、一六四から一六六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、高島字原田二七〇及び二七五と一体をなす国有地の一部、高島字河原端二二六七の一から二六七の六までの一部、二六八及びこれらと一体をなす国有地、高島字河原ベノ一 一六七の一の一部、一六七の二から一六七の五まで、一六八の一の一部、一六八の二、一六八の四の一部、一六九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、高島字浜田の全域、高島字田中一三〇の三、一三一の二の一部及び一三五、高島字出口三三の三、三四の一の一部、三四の二、三四の三、三五の五及びこれらと一体をなす国有地、高島字河端三〇の一の一部、三一の一部、三二及びこれらと一体をなす国有地並びに高島字坂井手一 一三六、一三七、一三八の一、一三八の二の一部、一三九、一四〇の一、一四〇の二、一四一の三の一部、一四一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地								
高島字伊勢田のうち八の二、九の一から九の七まで、一	高島字伊勢田ノ二のうち二、一の一の三、一五の三、一六、一七の三、一九の一の一部、一九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	高島字伊勢田ノ二のうち二、一の一の三、一五の三、一六、一七の三、一九の一の一部、一九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1008 1033 1227 1226">高島字伊勢田ノ二</td> <td data-bbox="1008 1226 1227 1825">高島字伊勢田ノ二のうち二、一の一の三、一五の三、一六、一七の三、一九の一の一部、一九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="843 1033 1008 1226">上新印字鍋カハラケ</td> <td data-bbox="843 1226 1008 1825">上新印字鍋カハラケのうち四八九の一、四九〇の一、四九一の一、四九二の一、四九三の一、四九四の一及び四九五の一以外の区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="692 1033 843 1226">上新印字砂口</td> <td data-bbox="692 1226 843 1825">上新印字砂口のうち四〇〇の一から四〇〇の四まで及び四〇一の一並びに四〇〇の一から四〇〇の四まで及び六一三と一体をなす国有地、高島字井手際二八七の一の一部、二八七の二の一部、二八八の一の一部、二九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、高島字才免田二七八の二の一部、二七九の一部、二八〇の一の一部、二八二の二の一部、二八三の一部、二八四、二八五の一、二八五の二、二八六及びこれらと一体をなす国有地並びに二八二及び二八三と一体をなす国有地の一部、高島字原田二七六の一の一部、上新印字フケ田二〇〇の一の一部、二〇四の一部、二〇五の一部及び二一五の一部並びに二〇〇の一、二〇四、二〇五及び二一五と一体をなす国有地の一部、上新印字大井手西のうち二一六の一部以外の区域、上新印字大井手のうち二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="514 1033 692 1226">上新印字大井手</td> <td data-bbox="514 1226 692 1825">上新印字砂口四〇〇の一から四〇〇の四まで及び四〇一の一並びに四〇〇の一から四〇〇の四まで及び六一三と一体をなす国有地、高島字井手際二八七の一の一部、二八七の二の一部、二八八の一の一部、二九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、高島字才免田二七八の二の一部、二七九の一部、二八〇の一の一部、二八二の二の一部、二八三の一部、二八四、二八五の一、二八五の二、二八六及びこれらと一体をなす国有地並びに二八二及び二八三と一体をなす国有地の一部、高島字原田二七六の一の一部、上新印字フケ田二〇〇の一の一部、二〇四の一部、二〇五の一部及び二一五の一部並びに二〇〇の一、二〇四、二〇五及び二一五と一体をなす国有地の一部、上新印字大井手西のうち二一六の一部以外の区域、上新印字大井手のうち二</td> </tr> </table>	高島字伊勢田ノ二	高島字伊勢田ノ二のうち二、一の一の三、一五の三、一六、一七の三、一九の一の一部、一九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	上新印字鍋カハラケ	上新印字鍋カハラケのうち四八九の一、四九〇の一、四九一の一、四九二の一、四九三の一、四九四の一及び四九五の一以外の区域	上新印字砂口	上新印字砂口のうち四〇〇の一から四〇〇の四まで及び四〇一の一並びに四〇〇の一から四〇〇の四まで及び六一三と一体をなす国有地、高島字井手際二八七の一の一部、二八七の二の一部、二八八の一の一部、二九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、高島字才免田二七八の二の一部、二七九の一部、二八〇の一の一部、二八二の二の一部、二八三の一部、二八四、二八五の一、二八五の二、二八六及びこれらと一体をなす国有地並びに二八二及び二八三と一体をなす国有地の一部、高島字原田二七六の一の一部、上新印字フケ田二〇〇の一の一部、二〇四の一部、二〇五の一部及び二一五の一部並びに二〇〇の一、二〇四、二〇五及び二一五と一体をなす国有地の一部、上新印字大井手西のうち二一六の一部以外の区域、上新印字大井手のうち二	上新印字大井手	上新印字砂口四〇〇の一から四〇〇の四まで及び四〇一の一並びに四〇〇の一から四〇〇の四まで及び六一三と一体をなす国有地、高島字井手際二八七の一の一部、二八七の二の一部、二八八の一の一部、二九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、高島字才免田二七八の二の一部、二七九の一部、二八〇の一の一部、二八二の二の一部、二八三の一部、二八四、二八五の一、二八五の二、二八六及びこれらと一体をなす国有地並びに二八二及び二八三と一体をなす国有地の一部、高島字原田二七六の一の一部、上新印字フケ田二〇〇の一の一部、二〇四の一部、二〇五の一部及び二一五の一部並びに二〇〇の一、二〇四、二〇五及び二一五と一体をなす国有地の一部、上新印字大井手西のうち二一六の一部以外の区域、上新印字大井手のうち二
高島字伊勢田ノ二	高島字伊勢田ノ二のうち二、一の一の三、一五の三、一六、一七の三、一九の一の一部、一九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域										
上新印字鍋カハラケ	上新印字鍋カハラケのうち四八九の一、四九〇の一、四九一の一、四九二の一、四九三の一、四九四の一及び四九五の一以外の区域										
上新印字砂口	上新印字砂口のうち四〇〇の一から四〇〇の四まで及び四〇一の一並びに四〇〇の一から四〇〇の四まで及び六一三と一体をなす国有地、高島字井手際二八七の一の一部、二八七の二の一部、二八八の一の一部、二九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、高島字才免田二七八の二の一部、二七九の一部、二八〇の一の一部、二八二の二の一部、二八三の一部、二八四、二八五の一、二八五の二、二八六及びこれらと一体をなす国有地並びに二八二及び二八三と一体をなす国有地の一部、高島字原田二七六の一の一部、上新印字フケ田二〇〇の一の一部、二〇四の一部、二〇五の一部及び二一五の一部並びに二〇〇の一、二〇四、二〇五及び二一五と一体をなす国有地の一部、上新印字大井手西のうち二一六の一部以外の区域、上新印字大井手のうち二										
上新印字大井手	上新印字砂口四〇〇の一から四〇〇の四まで及び四〇一の一並びに四〇〇の一から四〇〇の四まで及び六一三と一体をなす国有地、高島字井手際二八七の一の一部、二八七の二の一部、二八八の一の一部、二九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、高島字才免田二七八の二の一部、二七九の一部、二八〇の一の一部、二八二の二の一部、二八三の一部、二八四、二八五の一、二八五の二、二八六及びこれらと一体をなす国有地並びに二八二及び二八三と一体をなす国有地の一部、高島字原田二七六の一の一部、上新印字フケ田二〇〇の一の一部、二〇四の一部、二〇五の一部及び二一五の一部並びに二〇〇の一、二〇四、二〇五及び二一五と一体をなす国有地の一部、上新印字大井手西のうち二一六の一部以外の区域、上新印字大井手のうち二										

<p>上新印字山ノ屋敷</p> <p>二八の一部、二三〇の一部、二三一の一部、二三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに上新印字山ノ屋敷一八六及び一八九と一体をなす国有地の一部</p>	<p>高島字原田二七五の一部、二七六の二の一部、二七六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、高島字才免田二七八の二の一部、二七八の二の一部、二七九の一部、二八〇の二の一部、二八〇の二の一部、二八一の二、二八一の二の一部、二八二、二八三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二八二及び二八三と一体をなす国有地の一部、高島字坂井手二一五〇の一部及び一五二の一部、上新印字大井手西二二六の一部、上新印字大井手二二八の一部、二三〇の一部、二三一の一部、二三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上新印字石碓田九三から九五までの一部、九八の二の一部、九九の一部、九九の二の一部、一〇三の一部、一〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上新印字フケ田のうち二〇〇の二の一部、二〇四の二の一部、二〇五の二の一部及び二一五の二の一部並びに二〇〇の二、二〇四、二〇五及び二一五と一体をなす国有地の一部以外の区域、上新印字山ノ屋敷のうち一八六及び一八九と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに上新印字塚田二〇六の一部、一〇七の一部、一一〇の二の一部、一一四から一一七までの二の一部、一二二の二の一部、一二三の二の一部、一二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>上新印字塚田</p> <p>上新印字塚田のうち一〇六の一部、一〇七の一部、一一〇の二の一部、一一四から一一七までの二の一部、一二二の二の一部、一二二の二の一部、一二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上新印字石碓田のうち九一から九三まで、九四の一部、九五、九六、九七の二の一部、九七の二の一部、九八の二の一部、九九の二の一部、九九の二の一部、一〇三の二の一部、一〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上新印字芝田五九の二の一部、五九次一の一部、五九の三の一部、五九の五の一部、五九の六の一部、五九の七、五九の八、六一の二の一部、六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九の六、六〇の二及び六一の二と一体をなす国有地の一部並びに上新印字南井手四一の二の一部、四一の三、四二の二の一部、四二の二、四三の二の一部、四三の二、五〇の二の一部、五〇の二、五一の二の一部、五一の二、五四の二の一部、五四の二、五五の二の一部、五五の三及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>上新印字南井手</p> <p>上新印字南井手のうち四一の二の一部、四一の三、四二の二の一部、四二の二、四三の二の一部、四三の二、五〇の二の一部、五〇の二、五一の二の一部、五一の二、五四の二の一部、五四の二、五五の二の一部、五五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上新印字芝田五八、五八の二、五九の二の一部、五九次一の一部、五九の二、五九の三の一部、五九の四、五九の五の一部、五九の六の二</p>

<p>区域を変更する 町及び字の名称</p>	<p>下新印字平木ノ一</p>	<p>一部字伊勢田</p>	<p>一部字伊勢田</p>	<p>一部字伊勢田</p>
<p>同上の区域(昭和五十二年一月十日現在の地番による。)</p>	<p>下新印字平木ノ一のうち五九三の二から五九三の四まで、五九四の三から五九四の六まで、六〇七の四、六〇七の六</p>	<p>一部字伊勢田のうち一五六の二、一五六の三、一五六の五、一五七、一五八の一、一五八の五、一五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>一部字伊勢田のうち一五六の二、一五六の三、一五六の五、一五七、一五八の一、一五八の五、一五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>部、六〇の一、六〇の二、六一の一の一部、六一の二の一部、六二から六九まで、六九の一から六九の三まで、七〇から七二まで、七三の二、七八の一部、八四から八九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、上新印字石碓田九四の一部、九七の一の一部及び九七の二の一部、一部字伊勢田一五七の一部、一五八の五の一部、一五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一部字平木ノ一六〇の一の一部、一六〇の二の一部、一六五の一の一部、一六六の一部、一六七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>下新印字平木ノ二</p>	<p>及び六九四の八以外の区域</p>
<p>下新印字青木ノ一</p>	<p>下新印字青木ノ一のうち五四一の一〇、五四二の六から五四二の八まで、五四九の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下新印字上和田</p>	<p>下新印字上和田のうち六五五の一、六五六の二及び六五七の二並びに六六三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>上新印字高木</p>	<p>上新印字高木のうち三六八の一、三六八の七、三六九の一、三六九の二及び三七七の一並びに三六八の一及び三八〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>上新印字御崎</p>	<p>下新印字平木ノ一 五九三の二から五九三の四まで、五九四の三から五九四の六まで、六〇七の四、六〇七の六及び六九四の八、下新印字平木ノ二 五八二の三、五八二の四、五八二の六、五八二の七、五八三の三から五八三の六まで、五八七の三から五八七の六まで、五八八の二、五八八の三、五八九の二、五八九の三、五九〇の二、五九〇の</p>

<p>上新印字家深</p>	<p>三、五九二の七から五九二の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五九二の五と一体をなす国有地、下新印字青木ノ一 五四一の一〇、五四二の六から五四二の八まで、五四九の五及びこれらと一体をなす国有地の一部、上新印字高木三六八の一、三六八の七、三六九の一、三六九の一及び三七一の一並びに三六八の一及び三八〇の一と一体をなす国有地の一部、下新印字上和田六五五の一、六五六の二及び六五七の二並びに六六三の二と一体をなす国有地の一部、上新印字平木の全域、上新印字家深三六二の一部、三六三の一部、三六六の一部、三六七の一及び三六七の二の一部、上新印字御崎三三一の一部、三三二の一部、三三三の三、三三三の二及びこれらと一体をなす国有地、上新印字カン鉢三二三の三の一部、三二三の四、三二三の六の一部、三二三の七及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>								
<p>上新印字家深のうち三六二の一部、三六三の一部、三六六の一部、三六七の一及び三六七の二の一部以外の区域、上新印字御崎のうち三三一の一部、三三二の一の一部、三三二の三、三三三の一、三三三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上新印字カン鉢三一六の三から三一六の六まで、三一七から三二〇まで、三二一の三、三二一の八、三二一の九、三二三の三の一部、三二三の六の一部及びこれらと一体をなす国有地、上新印字地蔵田三三九の五、三四〇の三、三五〇の六及びこれらと一体をなす国有地</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1140 1014 1245 1207"> <p>上新印字地蔵田</p> </td> <td data-bbox="1140 1207 1245 1823"> <p>地並びに三三八、三三九の一、三四〇の二及び三五〇の一と一体をなす国有地の一部</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1014 1140 1207"> <p>上新印字カン鉢</p> </td> <td data-bbox="943 1207 1140 1823"> <p>上新印字地蔵田のうち三三九の五、三四〇の三、三五〇の六及びこれらと一体をなす国有地並びに三三八、三三九の一、三四〇の二及び三五〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="583 1014 943 1207"> <p>上新印字屋敷</p> </td> <td data-bbox="583 1207 943 1823"> <p>上新印字カン鉢のうち三〇六の一の一部、三〇六の二、三〇六の三、三〇九の一の一部、三〇九の二、三二〇の一の一部、三一六の三から三一六の六まで、三一七から三二〇まで、三二一の三、三二一の八、三二一の九、三二三の三、三二三の四、三二三の六、三二三の七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇六の二、三〇六の三、三〇八の二及び三〇八の三と一体をなす国有地以外の区域並びに一部字西貴船三四六の一の一部</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="171 1014 583 1207"> <p>上新印字屋敷</p> </td> <td data-bbox="171 1207 583 1823"> <p>上新印字屋敷のうち三〇二の一の一部、三〇二の二の一部、三〇二の五の一部、三〇三の一の一部、三〇三の五の一部、三〇三の六の一部、三〇四の一部、三〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九九の一、二九九の三、二九九の四、三〇一及び三〇二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、上新印字カン鉢三〇六の一の一部、三〇六の二、三〇六の三、三〇九の一の一部、三〇九の二、三二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇六の二、三〇六の三、三〇八の二及び三〇八の三</p> </td> </tr> </table>	<p>上新印字地蔵田</p>	<p>地並びに三三八、三三九の一、三四〇の二及び三五〇の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>上新印字カン鉢</p>	<p>上新印字地蔵田のうち三三九の五、三四〇の三、三五〇の六及びこれらと一体をなす国有地並びに三三八、三三九の一、三四〇の二及び三五〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>上新印字屋敷</p>	<p>上新印字カン鉢のうち三〇六の一の一部、三〇六の二、三〇六の三、三〇九の一の一部、三〇九の二、三二〇の一の一部、三一六の三から三一六の六まで、三一七から三二〇まで、三二一の三、三二一の八、三二一の九、三二三の三、三二三の四、三二三の六、三二三の七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇六の二、三〇六の三、三〇八の二及び三〇八の三と一体をなす国有地以外の区域並びに一部字西貴船三四六の一の一部</p>	<p>上新印字屋敷</p>	<p>上新印字屋敷のうち三〇二の一の一部、三〇二の二の一部、三〇二の五の一部、三〇三の一の一部、三〇三の五の一部、三〇三の六の一部、三〇四の一部、三〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九九の一、二九九の三、二九九の四、三〇一及び三〇二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、上新印字カン鉢三〇六の一の一部、三〇六の二、三〇六の三、三〇九の一の一部、三〇九の二、三二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇六の二、三〇六の三、三〇八の二及び三〇八の三</p>
<p>上新印字地蔵田</p>	<p>地並びに三三八、三三九の一、三四〇の二及び三五〇の一と一体をなす国有地の一部</p>								
<p>上新印字カン鉢</p>	<p>上新印字地蔵田のうち三三九の五、三四〇の三、三五〇の六及びこれらと一体をなす国有地並びに三三八、三三九の一、三四〇の二及び三五〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>								
<p>上新印字屋敷</p>	<p>上新印字カン鉢のうち三〇六の一の一部、三〇六の二、三〇六の三、三〇九の一の一部、三〇九の二、三二〇の一の一部、三一六の三から三一六の六まで、三一七から三二〇まで、三二一の三、三二一の八、三二一の九、三二三の三、三二三の四、三二三の六、三二三の七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇六の二、三〇六の三、三〇八の二及び三〇八の三と一体をなす国有地以外の区域並びに一部字西貴船三四六の一の一部</p>								
<p>上新印字屋敷</p>	<p>上新印字屋敷のうち三〇二の一の一部、三〇二の二の一部、三〇二の五の一部、三〇三の一の一部、三〇三の五の一部、三〇三の六の一部、三〇四の一部、三〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九九の一、二九九の三、二九九の四、三〇一及び三〇二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、上新印字カン鉢三〇六の一の一部、三〇六の二、三〇六の三、三〇九の一の一部、三〇九の二、三二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇六の二、三〇六の三、三〇八の二及び三〇八の三</p>								

<p>一部字東貴船</p>	<p>赤井手字上和田</p>	<p>上新印字小門式</p>	<p>上新印字明見</p>
<p>一部字東貴船のうち三四一の一の一部、三四一の三、三四二の一部及び三四四の二の一部並びに三四一の一、三四一の三、三四二、三四三、三四四の二、三四四の四及び三四四の七と一体をなす国有地の一部以外の区域、赤井手字上和田六二の四及びこれと一体をなす国有地、赤井手字西貴船のうち二七の二の一部、二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>赤井手字上和田のうち六二の四、六二の一〇、六二の一、六三の九、六三の一〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>上新印字小門式のうち一五八の一の一部、一五九の一、一五九の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>と一体をなす国有地 上新印字明見のうち二六八の一の一部、二六八の三の一部、二六八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上新印字小門式一五八の一の一部、一五九の一、一五九の四及びこれらと一体をなす国有地の一部、一部字屋敷三六九の一、上新印字屋敷三〇二の一の一部、三〇二の二の一部、三〇二の五の一部、三〇三の一の一部、三〇三の三の一部、三〇三の六の一部、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九九の一、二九九の三、二九九の四、三〇一及び三〇二の一と一体をなす国有地の一部</p>

<p>一部字壱町田</p>	<p>一部字明見</p>
<p>一部字壱町田のうち三二六の一の一部、三二六の二、三二六の三の一部、三二八の一の一部、三二八の二、三二九の一部及び三二九の一の一部並びに三二六の二、三二八の二、三二九の一、三三六の二及び三三七の二と一体をなす</p>	<p>一部字明見のうち三六八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、一部字東貴船三四二、三四三、三四四の二、三四四の四及び三四四の七と一体をなす国有地の一部、一部字久称田三〇九の一、三〇九の三及び三一〇と一体をなす国有地の一部、一部字屋敷三七七の一、三七八の一、一部字壱町田三二六の一の一部、三二六の二、三二六の三の一部、三二八の一の一部、三二八の二、三二九の一部及び三二九の一の一部並びに三二六の二、三二八の二、三二九の一、三三六の二及び三三七の二と一体をなす国有地の一部、一部字西貴船のうち三四六の一の一部、三五四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤井手字上和田六二の一〇、六二の一、六三の九、六三の一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに六二の四及び六二の一と一体をなす国有地の一部、上新印字カン鉢三〇六の一の一部及びこれと一体をなす国有地、上新印字屋敷三〇四の一部、三〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地、上新印字明見二六八の一の一部、二六八の三の一部、二六八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、上新印字小門式一五八の一の一部及び一五八の一と一体をなす国有地の一部</p>

一部字出口	一部字屋敷	一部字下原田	
<p>一部字出口のうち二一八と一体をなす国有地以外の区域、一部字井手領七三の一の一部、七三の二、七四の一部、七五の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地の</p>	<p>一部字屋敷のうち三六九の一、三七七の一及び三七八の以外の区域</p>	<p>一部字下原田のうち三二二の二、三二五の三及び三三八の二並びに三二二の二、三二五の三、三三八の二及び四一五と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>国有地の一部以外の区域、一部字西貴船三五四及びこれと一体をなす国有地、一部字東貴船三四一の一の一部、三四一の三、三四二の一部、三四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、赤井手字西貴船二七の二の一部、二八の一部及びこれらと一体をなす国有地、一部字下原田三二二の二、三二五の三及び三三八の二並びに三二二の二、三二五の三、三三八の二及び四一五と一体をなす国有地、一部字久称田三二一の一、三二二、三二三の一、三二三の三、三二四の一、三二四の二、三二八の一、三二八の四の一部、三二八の五、三二八の六、三一九の一から三一九の三まで、三一九の五、三一九の六及びこれらと一体をなす国有地並びに三二〇及び三二一の四と一体をなす国有地の一部、一部字上小原二八二の二、二八三の七及びこれらと一体をなす国有地並びに一部字鋤崎二九九の一、三〇一の一、三〇一の六及びこれらと一体をなす国有地</p>
一部字上小原	一部字紙屋田	一部字清水田	一部字荒神ノ下
<p>一部字上小原のうち二七四、二七五の一、二七五の二、</p>	<p>一部字紙屋田のうち二五四の三、二五五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、一部字見通田七〇〇合併と一体をなす国有地及びこれらと一体をなす国有地並びに六九内二合併及び七〇合併と一体をなす国有地の一部、一部字井手領七三の一の一部並びに七三の一及び七三の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>一部字清水田のうち一〇〇の一の一部、一〇三の一部、一〇四、一〇九の二の一部、一一〇の二の一部、一一一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、一部字庄境のうち八六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、一部字井手領のうち七三の一の一部、七三の二、七四の一部、七五の一部、八〇の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七八と一体をなす国有地の一部以外の区域、一部字見通田六五の一の一部、六五の二、六六の一の一部、六六の二、七二の一の一部、七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>一部並びに一部字見通田七二の一の一部、七二の二の一部、一部字荒神ノ下の全域、一部字出口二一八と一体をなす国有地、一部字庄境八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一部字清水田一〇〇の一の一部、一〇三の一部、一〇四、一〇九の二の一部、一一〇の二の一部、一一一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

一部字 鋤崎	一部字鋤崎のうち二八四の三、二八六の三、二九四の四、
一部字 土井田	<p>一部字土井田のうち二六二の二から二六二の三までの一部、二六三の二の一部、二六三の二、二六四、二六五内第一、二六五、二六六から二六八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、一部字砂田五五の一部及びこれらと一体をなす国有地、一部字大田のうち二六〇の一部及び二六一の二の一部並びに二六〇及び二六一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、一部字見通田七〇内一 合併の一部並びに七〇内一 合併及び七〇 合併と一体をなす国有地の一部、一部字紙屋田二五四の三、二五五の二及びこれらと一体をなす国有地、一部字鋤崎二八四の三、二八六の三、二九四の四、二九九の六及びこれらと一体をなす国有地並びに二八四の一、二八六の一、二八七、二八七の一、二八七の二及び二八八と一体をなす国有地の一部、一部字上小原二七四、二七五の一、二七五の二、二七六の一、二七七、二七八の三、二七九の三、二八〇の三、二八三の三、二八三の五及びこれらと一体をなす国有地、河岡字土井六三八の二の一部、六四〇の一部、六四一の一、六四二の一及びこれらと一体をなす国有地、河岡字西川端七九一の三及びこれらと一体をなす国有地</p>

一部字 八日市	<p>一部字八日市のうち一の一部以外の区域、一部字西八日市四六の二、四六の三、四七の一、四七の三、四八の一の一部、四八の二から四八の四まで、四九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四八の一と一体をなす国有地の一部、一部字土井田二六二の二の一部、二六二の三の一部</p>
一部字 砂田	<p>一部字砂田のうち五〇から五二までの一部、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、一部字見通田のうち六五の二の一部、六五の二、六六の二の一部、六六の二、七〇内一 合併の一部、七〇 合併の一部、七二の二の一部、七二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、一部字西八日市四六の一、四七の二、四八の二の一部、四九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、一部字大田二六〇の一部及び二六一の二の一部並びに二六〇及び二六一の二と一体をなす国有地の一部、一部字土井田二六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、水浜字砂田一三二の一部、一三三の一部、一三七の二の一部、一三八の一部及びこれらと一体をなす国有地、水浜字谷一二六の二の一部、一二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、水浜字ク子田一四九の一部、一五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>河岡字西川端</p>	<p>河岡字西川端のうち七九一の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>河岡字土井</p>	<p>河岡字土井のうち六三八の一、六三八の六、六三九、六四〇、六四一の一、六四二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>河岡字陣小屋敷</p>	<p>河岡字陣小屋敷のうち六二三の三、六三五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>水浜字畑田</p>	<p>水浜字畑田一六一の一から一六一の三まで、一六二の一、一六四から一六七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一五五の一、一五五の三、一五六及び一六三から一六七</p>
<p>水浜字ク子田</p>	<p>水浜字ク子田のうち一四九の一部、一五〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、一部字井手領八〇の一部及び七八と一体をなす国有地の一部、一部字見通田六五の一及び六五の二と一体をなす国有地の一部、水浜字畑田一五五の一から一五五の三まで、一五六、一五七、一五八の一から一五八の四まで、一五九、一六〇、一六二の二、一六三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一五五の一、一六六及び一六七と一体をなす国有地の一部並びに水浜字砂田一三八の一部及び一三八と一体をなす国有地の一部</p>	<p>水浜字砂田</p>	<p>水浜字砂田のうち一二八の一部、一二九の一の一部、一二九の二の一部、一三〇の一の一部、一三〇の二の一部、一三〇の三、一三二の一部、一三三の一部、一三七の二の一部、一三八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三八と一体をなす国有地の一部以外の区域、水浜字地アミ四一の一、四一の二、四二の一の一部、四二の二、四三の一部、四五の一部、四六の一部、四九の一部、五〇の一部、五五の一部、五六、五七、六〇から六二までの一部、六四の一部及びこれらと一体をなす国有地、一部字砂田五一の一部、五二の一部、水浜字屋敷二六の二、二七の二、二七の三、三〇から三二まで、三五の一部、三六から三九まで、四〇の一、四〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇から二三まで、二八から三二まで、三五、三六、</p>				

<p>水浜字八反田</p>	<p>水浜字八反田七四の一部、七九の一の一部、八〇の一部、八一の一部、八四の一部、八五の一部、八六の一の一部、</p>	<p>水浜字地アミ</p>	<p>三九及び四〇の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>水浜字地アミのうち四一の一、四二の一、四三の一、四四の一、四五の一、四六の一、四七の一、四八の一、四九の一、五〇の一、五一の一、五二の一、五三の一、五四の一、五五の一、五六の一、五七の一、五八の一、五九の一、六〇の一、六一の一、六二の一、六三の一、六四の一、六五の一、六六の一、六七の一、六八の一、六九の一、七〇の一、七一の一、七二の一、七三の一、七四の一、七五の一、七六の一、七七の一、七八の一、七九の一、八〇の一、八一の一、八二の一、八三の一、八四の一、八五の一、八六の一、八七の一、八八の一、八九の一、九〇の一、九一の一、九二の一、九三の一、九四の一、九五の一、九六の一、九七の一、九八の一、九九の一、一〇〇の一、一〇一の一、一〇二の一、一〇三の一、一〇四の一、一〇五の一、一〇六の一、一〇七の一、一〇八の一、一〇九の一、一一〇の一、一一一の一、一一二の一、一一三の一、一一四の一、一一五の一、一一六の一、一一七の一、一一八の一、一一九の一、一二〇の一、一二一の一、一二二の一、一二三の一、一二四の一、一二五の一、一二六の一、一二七の一、一二八の一、一二九の一、一三〇の一、一三一の一、一三二の一、一三三の一、一三四の一、一三五の一、一三六の一、一三七の一、一三八の一、一三九の一、一四〇の一、一四一の一、一四二の一、一四三の一、一四四の一、一四五の一、一四六の一、一四七の一、一四八の一、一四九の一、一五〇の一、一五一の一、一五二の一、一五三の一、一五四の一、一五五の一、一五六の一、一五七の一、一五八の一、一五九の一、一六〇の一、一六一の一、一六二の一、一六三の一、一六四の一、一六五の一、一六六の一、一六七の一、一六八の一、一六九の一、一七〇の一、一七一の一、一七二の一、一七三の一、一七四の一、一七五の一、一七六の一、一七七の一、一七八の一、一七九の一、一八〇の一、一八一の一、一八二の一、一八三の一、一八四の一、一八五の一、一八六の一、一八七の一、一八八の一、一八九の一、一九〇の一、一九一の一、一九二の一、一九三の一、一九四の一、一九五の一、一九六の一、一九七の一、一九八の一、一九九の一、二〇〇の一、二〇一の一、二〇二の一、二〇三の一、二〇四の一、二〇五の一、二〇六の一、二〇七の一、二〇八の一、二〇九の一、二一〇の一、二一一の一、二一二の一、二一三の一、二一四の一、二一五の一、二一六の一、二一七の一、二一八の一、二一九の一、二二〇の一、二二一の一、二二二の一、二二三の一、二二四の一、二二五の一、二二六の一、二二七の一、二二八の一、二二九の一、二三〇の一、二三一の一、二三二の一、二三三の一、二三四の一、二三五の一、二三六の一、二三七の一、二三八の一、二三九の一、二四〇の一、二四一の一、二四二の一、二四三の一、二四四の一、二四五の一、二四六の一、二四七の一、二四八の一、二四九の一、二五〇の一、二五一の一、二五二の一、二五三の一、二五四の一、二五五の一、二五六の一、二五七の一、二五八の一、二五九の一、二六〇の一、二六一の一、二六二の一、二六三の一、二六四の一、二六五の一、二六六の一、二六七の一、二六八の一、二六九の一、二七〇の一、二七一の一、二七二の一、二七三の一、二七四の一、二七五の一、二七六の一、二七七の一、二七八の一、二七九の一、二八〇の一、二八一の一、二八二の一、二八三の一、二八四の一、二八五の一、二八六の一、二八七の一、二八八の一、二八九の一、二九〇の一、二九一の一、二九二の一、二九三の一、二九四の一、二九五の一、二九六の一、二九七の一、二九八の一、二九九の一、三〇〇の一、三〇一の一、三〇二の一、三〇三の一、三〇四の一、三〇五の一、三〇六の一、三〇七の一、三〇八の一、三〇九の一、三一〇の一、三一〇の二、三一〇の三及び一三二の一部、水浜字八反田七四の一部、七五から七七まで、七八の一、七八の二、七九の一の一部、七九の二、七九の三、八〇の一部、八一の一部、八二、八三、八四の一部、八五の一部、八六の一の一部、九〇の一の一部、九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七九の一、七九の三、九〇の一及び九〇の二と一体をなす農有地の一部、遠藤字八反田二一八の二及びこれと一体をなす国有地の一部並びに遠藤字堰給ノ二二一九の二、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
---------------	---	---------------	--

<p>水浜字踊橋</p>	<p>水浜字踊橋一〇二の五、一〇二の六、一〇二の一、一〇六、一〇七の一から一〇七の三まで、一〇八の一、一〇九の一、一〇九の二、一一〇の一、一一〇の二、一一一から一一三まで、一一四の一の一部、一一五の一の一部、一一六の一、一一六の二の一部、一一七の一の一部、一一七の四、一一七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、一部字八日市一の一の一部、水浜字花陵九三の一の一部、九三の二、九四から九六までの一部、九七の一、九八、九九の一部、一〇〇の一部、一〇一の一及びこれらと一体をなす国有地、遠藤字五反田のうち二九四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、遠藤字堰給ノ二二二三の三の</p>	<p>水浜字踊橋</p>	<p>八六の二から八六の四まで及び八七の一から八七の五まで、八八、八九、九〇の一の一部、九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七九の一、七九の三、九〇の一及び九〇の二と一体をなす回国有地の一部、水浜字花陵九一の一、九二の二、九三の二の一部、九四から九六までの一部、九九の一部、一〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、水浜字谷一九の一、一九の二の一部、二〇の一、二〇の二、二二一、二二二の一、二二二の二、二二三の一部、二二四の一部及びこれらと一体をなす国有地、一部字西八日市四八の一の一部及びこれと一体をなす国有地、遠藤字堰給ノ二二二二の二の一部、二二三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに遠藤字五反田二九四の二と一体をなす国有地の一部</p>
--------------	--	--------------	---

水浜字屋敷	<p>一部、遠藤字塚田ノ一 三〇九の二及びこれと一体をなす国有地並びに遠藤字塚田ノ二 三二二の二、三二二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
水浜字土手下	<p>水浜字屋敷のうち二六の二、二七の二、二七の三、三〇から三二まで、三五から三九まで、四〇の一、四〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇から二三まで、二八から三六まで、三九及び四〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、遠藤字八反田二二二の二、二二二の三、二二二の三、二二二の四、二二四の一、二二四の二、二二五の一、二二六の一、二二七、二二八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二二八の二と一体をなす国有地の一部、遠藤字堰給ノ二 二一九の三及びこれと一体をなす国有地並びに水浜字土手下三〇七の四、三〇八の二、三〇九及び三一一と一体をなす国有地の一部</p>
廃止する字の名称	<p>高島字井手際、高島字井手添、高島字才免田、高島字坂井手一、高島字坂井手二、上新印字大井手西、上新印字アケ田、上新印字石碓田、上新印字芝田、上新印字平木、一部字庄境、一部字井手領、一部字大田、一部字見通田、一部字西八日市、一部字西貴船、水浜字花陵、水浜字谷、赤井手字西貴船、遠藤字八反田、遠藤字堰給ノ二、遠藤字五</p>

反田、遠藤字塚田ノ一及び遠藤字塚田ノ二

鳥取県告示第五百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、変更し及び発止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による箕蚊屋地区第十工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和五十一年七月十日現在の地番による。）
古豊千字中河原	古豊千字砂田ノ下二二六の一部、一二七の三、一二八の一部、一二八の一、一二八の二、一二九の一部、一二九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二八の二及び一二九の二と一体をなす国有地の一部、古豊千字家通井手ヨリ東一七五の三、一七六から一七八まで、一七九の三、一七九の五、一八三の四、一八三の六、一八五の一、一八七の一、一九一の三、一九五の一、一九六、一九七及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字中道ノ上二一五、二一六の一部、二一八、二一九、二二〇、二二二の一の一

<p>古豊千字古川</p>	<p>部、二二二の三の一部、二二二の一、二二三の一の一部、二二三の二の一部、二二三の五、二二三の一及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字中河原ノ下のうち二二三の一の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古豊千字中河原ノ上のうち二〇七の一部、二〇八の一部、一〇九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古豊千字大東ノ三 九二の一の一部、九二の二の一部、九四の一、九四の二の一部、九四の三、九五及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字大東ノ四 一〇三の一部、一〇四の一から一〇四の三まで、一〇四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字折口ノ二 三四六の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六九〇及び七〇二の一と一体をなす国有地、下新印字折口ノ一 三四七の二、三三三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六九〇及び七〇二の一と一体をなす国有地並びに下新印字古ノ木ノ二 三七二の三、三七六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>古豊千字砂田ノ西一三〇、一三一の一部、一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字砂田ノ下一二〇の二の一部、一二〇の三の一部、一二一の一、一二二の二、一二九の一、一二九の二及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字家通井手ヨリ東一九〇、一九二、一九三及びこれらと一体をなす国有地並びに一七九の一、一八四の一、一八八の一、一九〇、一九一の一、一九二、一九三、</p>	<p>一九四の一及び一九四の三と一体をなす国有地の一部、古豊千字屋敷ノ上一四八の三、一四八の五の一部、一四九の一の一部、一四九の二、一四九の三の一部、一五〇の一部、一五一の一から一五一の四まで、一五二の一から一五二の三まで、一六一から一六四まで、一七〇、一七一、一七四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一四八の一、一四八の三、一四八の五、一五二の一、一五二の三、一五三、一五九の一、一五九の四、一六〇、一六一、一六二、一六四、一六五、一六七の一、一六九の三、一六九の六及び一七〇と一体をなす国有地の一部、古豊千字屋敷ノ下二三七、二三八、二四五の一、二四五の二、二四六の一、二四六の二、二四六の四、二四七から二四九まで、二五二、二五三の一、二五三の二、二五四から二五六まで、二五七の一、二五七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二三八、二三九の一、二三九の二、二四三、二四五の一、二四五の二、二四九、二五〇の一、二五一の一、二五二、二五七の一、二六二の一、二七八の一及び二七九の一と一体をなす国有地の一部、古豊千字中道ノ上一三三の三、二三六の二、二三六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二二八及び二三三の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>古豊千字砂田</p>	<p>古豊千字砂田ノ西一三六の三、一三七の三、一三八の三、一三九の三及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字砂田ノ上のうち一一〇の一部、一一一の一部、一一七の三、一一七の五から一一七の七まで及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>古豊千字大東</p>	<p>地以外の区域、古豊千字砂田ノ下一一九の一、一二〇の一、一二一の三、一二二、一二三、一二五、一二六の一部、一二八の一部、一二九の一部、一二九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字中河原ノ上一〇八の一部、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字島田前西五八の三、五九の三、五九の六、六〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに五八の一、五八の三、五八の一〇から五八の一二まで、五九の一、五九の三、五九の四、五九の六、六〇の一及び六〇の三と一体をなす国有地の一部並びに古豊千字大東ノ一 八九の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>古豊千字大東</p>	<p>古豊千字大東ノ一のうち八九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、古豊千字大東ノ二の全域、古豊千字大東ノ三 九二の一の一部、九二の二の一部、九四の二の一部、九六の一部、九七の一から九七の三まで及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字大東ノ四 一〇三の一部、一〇四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字中河原ノ上一〇七から一〇九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字砂田ノ上一一〇の一部、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字島田尻八二の五、八三の一、八三の三、八三の四、八四、八六、八七の一、八七の二、八八の一、八八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに八二の二、八二の三、八二の五、八二の九、八三の一、八四、八四の三、八五の三、八八の一及び八八の</p>

<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>三と一体をなす国有地の一部、高島字河端三一〇の二、三一〇の六、三一一の四、三一一の五、三二二の四及び三二二の五並びに三二〇の二から三二〇の六まで、三二〇の八から三二〇の一〇まで、三二一の四、三二一の五、三二二の四、三二二の五及び三五四と一体をなす国有地、下新印字古ノ木ノ二 三七六の四の一部、三八〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇三及び七一二の二と一体をなす国有地</p>
<p>古豊千字古屋敷</p>	<p>同上の区域(昭和五十一年七月十日現在の地番による。)</p>
<p>古豊千字古屋敷</p>	<p>古豊千字古屋敷のうち九七七の一の一部、九八〇の一の一部、九八七の一部、九八八、九八九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古豊千字柳田のうち一〇〇八の一部、一〇一〇から一〇一五までの一部、一〇一六、一〇一七から一〇一九までの一部、一〇二〇、一〇二二の一部、一〇二三の一部、一〇二五、一〇二六の一部、一〇二七の一部、一〇二八、一〇二九、一〇三〇の一部、一〇三二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古豊千字三間樋六三九から六四一までの一部、六四四の一部、六四七の一部、六四八の一から六四八の三まで、六四九及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字屋敷七四〇の一部、七四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに古豊千字中田通上七二五の一の一部、七二六の一部、七二七の一の一部、七二七の二、七二九の一部、七三二の一部、七</p>

	<p>三三、七三四、七三五の二、七三五の三、七三六、七三七の一、七三七の三、七三八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	古豊千字三間樋	<p>古豊千字三間樋のうち六三九から六四一までの一部、六四四の一部、六四七の一部、六四八の一から六四八の三まで、六四九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	古豊千字柳田	<p>古豊千字柳田一〇〇八の一部、一〇一〇から一〇一五までの一部、一〇二六、一〇二七から一〇二九までの一部、一〇二〇、一〇二二の一部、一〇二三の一部、一〇二五、一〇二六の一部、一〇二七の一部、一〇二八、一〇二九、一〇三〇の一部、一〇三二及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字中田通上七二五の一の一部、七二六の一部、七二七の一の一部、七二九の一部、七二九の一、七三一、七三二の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字上井手際のうち七一六の二の一部、七一六の六の一部、七二七の一から七二七の三までの一部、七二八の一部、七二〇の一の一部、七二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに古豊千字家ノ上七九二の一部、七九三の一部、七九三の二の一部、七九三の三、七九四、七九五の一の一部、七九五の二、七九五の三、七九五の四の一部、七九五の五の一部、七九五の六、七九六の五の一部、七九七の三、七九七の五の一部、七九七の六の一部、七九八の二の一部、七九八の三から七九八の五までの一部、七九九</p>
	<p>八〇〇の一部、八〇二の三の一部、八〇五の一の一部、八〇五の五、八〇六の一、八〇七の一、八〇七の三、八〇八の二、八〇九、八一〇の一、八一〇、八一〇、八一三の一から八一三の四まで、八一四、八一五の一、八一五の二、八一六の一の一部、八一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに古豊千字一町田八一七、八一八、八二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	古豊千字屋敷	<p>古豊千字屋敷のうち七三九、七四〇、七四一の一、七四一の二、七四二の一の一部、七四二の三の一部、七四三、七四四の一部、七四六の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古豊千字三間樋六三九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	古豊千字道ノ下	<p>古豊千字道ノ下の全域、古豊千字中田通上七二二の一から七二二の三まで、七二三、七二五の一の一部、七二五の二、七三八の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字三間樋六三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字上井手際七二六の二の一部、七二六の六の一部、七二七の一から七二七の三までの一部、七二八の一部、七二〇の一の一部、七二二の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字家ノ上七八七の一、七八七の二、七八八の一から七八八の三まで、七八九の一から七八九の三まで、七九〇、七九一の一、七九一の二、七九二の一部、七九三の一部、七九三の二の一部、七九三の三の一部、七九五の五の一部、七九六の四の一部、七九五の五の一部、七九六の一から七九六の四</p>

古豊千字鋤ヶ崎谷	古豊千字道ノ上	
古豊千字鋤ヶ崎谷のうち八七四の一部並びに八七三の一、八七三の二、八七四、八七五の一、八七七の一及び八八六	古豊千字道ノ上の全域、古豊千字鋤ヶ崎谷八七四の一部並びに八七三の一、八七三の二、八七四、八七五の一、八七七の一及び八八六の五と一体をなす国有地の一部、古豊千字一町田八二一の一部、八二二から八二五まで、八二五の一、八二六、八二六の二、八二七、八二七の一、八二八、八二八の一、八二九、八二九の一、八三〇及びこれらと一体をなす国有地並びに八二六、八二八、八二八の一、八二九の一及び二三七一と一体をなす国有地の一部	まで、七九六の五の一部、七九六の七、七九七の一、七九七の二、七九七の五の一部、七九七の六の一部、七九七の九、七九七の一〇、七九八の一、七九八の二の一部、七九八の三から七九八の五までの一部、七九八の六、七九八の七、七九九の一部、八〇〇の一部、八〇二の一、八〇二の二、八〇二の三の一部、八〇二の四から八〇二の八まで、八〇三の一から八〇三の五まで、八〇三の七、八〇五の一部、八〇五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに古豊千字屋敷七三九、七四〇の一部、七四一の一、七四一の二の一部、七四二の一の一部、七四二の三の一部、七四三、七四四の一部、七四六の六の一部及びこれらと一体をなす国有地
古豊千字中道	古豊千字家通り上	古豊千字一町田
古豊千字中道の全域、古豊千字金見の全域、古豊千字家通三三九、三四〇、三四一の一、三四四、三四五の一、三四七の三、三四八の一及びこれらと一体をなす国有地並	古豊千字通り上のうち三〇六の一部、三〇七の一の一部、三〇七の三、三〇八の一、三〇九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇五の一及び三〇六と一体をなす国有地以外の区域並びに古豊千字中道ノ中三一三の一、三一三の六、三一五の五及び三一六の三と一体をなす国有地の一部	の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 古豊千字一町田のうち八一七、八一八、八二一から八二五まで、八二五の一、八二六、八二六の二、八二七、八二七の一、八二八、八二八の一、八二九、八二九の一、八三〇及びこれらと一体をなす国有地並びに八二六、八二八、八二八の一、八二九の一及び二三七一と一体をなす国有地の一部以外の区域 古豊千字家通のうち三三九、三四〇、三四一の一、三四四、三四五の一、三四七の三、三四八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三四八の二及び三四九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに古豊千字家通り上三〇六の一部、三〇七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇五の一及び三〇六と一体をなす国有地の一部

古豊千字屋敷ノ下	古豊千字屋敷ノ下のうち二三七、二三八、二四五の一、	古豊千字中道ノ中	古豊千字中道ノ中二三三の一、三二三の五から三二三の七まで、三一五の四、三一五の五、三一六の三、三一七の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三二五の一と一体をなす国有地の一部		びに三四八の一、三四九の二及び三四九の三と一体をなす国有地の一部、古豊千字家通り上三〇七の三、三〇八の一、三〇九の三及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字中道ノ中のうち三二三の一、三二三の五から三二三の七まで、三二五の四、三二五の五、三二六の三、三二七の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三二五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、古豊千字中道ノ上二二六の一部、二二二の一の一部、二二二の三の一部、二二二の一の一部、二二三の一の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字中河原ノ下二二三の一の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字折口ノ二 二四二の二、三四六の二の一部、六七二の一部及びこれらと一体をなす国有地
古豊千字中道ノ上	古豊千字中道ノ上二三三の六、二三五の一、二三五の二、二二八、二二九の一、二二九の二、二三〇、二三一、二三二の二、二三二の三、二三三の一、二三三の二、二三四から二三六まで、二三六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部	古豊千字中道ノ上	古豊千字中道ノ上二四八の三、一四八の五、一四九の一、一四九の二、一四九の三、一五〇、一五一の二から一五一の四まで、一五二の二から一五二の三まで、一六一から一六四まで、一七〇、一七一、一七四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一四八の一、一四八の三、一四八の五、一五二の一、一五二の三、一五三、一五九の一、一五九の四、一六〇、一六一、一六二、一六四、一六五、一六七の一、一六九の三、一六九の六及び一七〇と一体をなす国有地の一部以外の区域	古豊千字屋敷ノ上	古豊千字屋敷ノ上のうち一四八の三、一四八の五、一四九の一、一四九の二、一四九の三、一五〇、一五一の二から一五一の四まで、一五二の二から一五二の三まで、一六一から一六四まで、一七〇、一七一、一七四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一四八の一、一四八の三、一四八の五、一五二の一、一五二の三、一五三、一五九の一、一五九の四、一六〇、一六一、一六二、一六四、一六五、一六七の一、一六九の三、一六九の六及び一七〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
古豊千字家通井手ヨリ東	古豊千字家通井手ヨリ東のうち一七五の三、一七六から一七八まで、一七九の三、一七九の五、一八三の四、一八三の六、一八五の一、一八七の一、一九〇、一九一の三、一九二、一九三、一九五の一、一九六、一九七及びこれらと一体をなす国有地並びに一七九の一、一八四の一、一八八の一、一九〇、一九一の一、一九二、一九三、一九四の	古豊千字家通井手ヨリ東	古豊千字家通井手ヨリ東のうち一七五の三、一七六から一七八まで、一七九の三、一七九の五、一八三の四、一八三の六、一八五の一、一八七の一、一九〇、一九一の三、一九二、一九三、一九五の一、一九六、一九七及びこれらと一体をなす国有地並びに一七九の一、一八四の一、一八八の一、一九〇、一九一の一、一九二、一九三、一九四の	古豊千字屋敷ノ上	古豊千字屋敷ノ上

古豊千字砂田ノ西	一及び一九四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
古豊千字土橋村ヨリ上のうち一四一の五の一部以外の区域、古豊千字砂田ノ西のうち一三〇、一三一の一部、一三二の一部、一三六の三、一三七の三、一三八の三、一三九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古豊千字砂田ノ下一一九の二、一二〇の二の一部、一二〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字砂田ノ上一一七の三、一一七の五から一一七の七まで及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字屋敷ノ上一四八の五の一部、一四九の二の一部、一四九の三の一部、一五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字大道端ノ下五三及び五五と一体をなす国有地の一部並びに古豊千字島田前西五八の一〇から五八の一二までと一体をなす国有地の一部	古豊千字土橋村ヨリ上のうち一四一の五の一部以外の区域、古豊千字砂田ノ西のうち一三〇、一三一の一部、一三二の一部、一三六の三、一三七の三、一三八の三、一三九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古豊千字砂田ノ下一一九の二、一二〇の二の一部、一二〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字砂田ノ上一一七の三、一一七の五から一一七の七まで及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字屋敷ノ上一四八の五の一部、一四九の二の一部、一四九の三の一部、一五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、古豊千字大道端ノ下五三及び五五と一体をなす国有地の一部並びに古豊千字島田前西五八の一〇から五八の一二までと一体をなす国有地の一部
古豊千字大道端ノ下	古豊千字大道端ノ下のうち五三及び五五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに古豊千字土橋村ヨリ上一四一の五の一部
古豊千字島田前西	古豊千字島田前西のうち五八の三、五九の三、五九の六、六〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに五八の一、五八の三、五八の一〇から五八の一二まで、五九の一、五九の三、五九の四、五九の六、六〇の一及び六〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
古豊千字島田尻	古豊千字島田尻八二の一から八二の三まで、八二の六から八二の九まで、八四の三、八五の三、八五の四及びこれ

下新印字折口ノ二	らと一体をなす国有地並びに八二の二、八二の六、八三の一及び八四の三と一体をなす国有地の一部
下新印字折口ノ一	下新印字折口ノ二のうち二四二の二、三四六の二、六七二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下新印字古ノ木ノ二	下新印字折口ノ一のうち三四七の二、三五三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六九〇及び七〇二の一と一体をなす国有地以外の区域
高島字河端	下新印字古ノ木ノ二のうち三七二の三、三七六の四、三八〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇三及び七一二の二と一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	高島字河端のうち三一〇の二、三一〇の六、三一一の四、三一一の五、三一二の四及び三一二の五並びに三二〇の一から三二〇の六まで、三二〇の八から三二〇の一〇まで、三二一の四、三二一の五、三二二の四、三二二の五及び三五四と一体をなす国有地以外の区域
古豊千字大東ノ一、古豊千字大東ノ二、古豊千字大東ノ三、古豊千字大東ノ四、古豊千字砂田ノ上、古豊千字砂田ノ下、古豊千字土橋村ヨリ上、古豊千字中河原ノ上、古豊千字中河原ノ下、古豊千字金見、古豊千字上井手際、古豊千字家ノ上及び古豊千字中田通上	古豊千字大東ノ一、古豊千字大東ノ二、古豊千字大東ノ三、古豊千字大東ノ四、古豊千字砂田ノ上、古豊千字砂田ノ下、古豊千字土橋村ヨリ上、古豊千字中河原ノ上、古豊千字中河原ノ下、古豊千字金見、古豊千字上井手際、古豊千字家ノ上及び古豊千字中田通上

鳥取県告示第五百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る箕蚊屋地区第八工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る箕蚊屋地区第九工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る箕蚊屋地区第十工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三